

2016年12月14日

報道各位

日本協同組合連絡協議会（JJC）

協同組合がユネスコの「無形文化遺産」に  
～世界100か国以上に10億人の組合員～

国際連合教育科学文化機関（ユネスコ）は11月30日、エチオピアのアディスアベバで開催された無形文化遺産保護条約第11回政府間委員会において、「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」のユネスコ無形文化遺産への登録を決定しました。

決定にあたって同委員会は、協同組合を「共通の利益と価値を通じてコミュニティづくりを行うことができる組織であり、雇用の創出や高齢者支援から都市の活性化や再生可能エネルギープロジェクトまで、さまざまな社会的な問題への創意工夫あふれる解決策を編み出している」としています。

協同組合は、人々の自治的な組織であり、自発的に手を結んだ人びとが、共同で所有し民主的に管理する事業体を通じて、共通の経済的、社会的、文化的なニーズと願いをかなえることを目的としています。

19世紀に英国やドイツなど各国で生まれた協同組合の思想と実践は、全世界に広がり、現在は、世界100か国以上で10億人の組合員が協同組合に参加しています。

日本においても、農村社会の助け合いをその先駆けとしながら、20世紀から協同組合は大きな発展を遂げ、現在、協同組合の組合員は6500万人<sup>1</sup>となり、さまざまな事業・活動を通じて、組合員の生活や仕事の向上、地域社会の発展に役割を果たし、よりよい社会づくりに貢献しています。

<sup>1</sup> 1人の組合員が複数の協同組合に所属している場合はその数を計上しています。

今回の登録は、全世界で展開されている協同組合の思想と実践が、人類の大切な財産であり、これを受け継ぎ発展させていくことが求められていることを、国際社会が評価したものと考えています。

農林漁業協同組合、生活協同組合、労働者協同組合、労働金庫など国内の多様な協同組合組織で構成される「日本協同組合連絡協議会（JJC）」は、今回の登録を、喜びを持って受け止めるとともに、今後も世界の協同組合の仲間と連帯しながら、日本において協同組合の思想と実践をさらに発展させ、よりよい社会づくりに貢献していく所存です。

#### <ユネスコ「無形文化遺産」について>

無形文化遺産の保護に関する条約（無形文化遺産保護条約）は、無形文化遺産の保護や無形文化遺産の重要性に関する意識を高めること等を目的として、2003年10月のユネスコ総会において採択され、2006年4月に効力発生の条件となっていた30か国の条約締結により発効した条約です（日本は2004年6月に世界3番目に条約を締結しました）。

ここで「無形文化遺産」は、「世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性及び継続性の認識を与えることにより、文化の多様性及び人類の創造性に対する尊重を助長するもの」とされています。

この条約は、ユネスコにおいて「人類の無形文化遺産の代表的な一覧表（代表一覧表）」や「緊急に保護する必要がある無形文化遺産の一覧表（緊急保護一覧表）」を作成することなどを定めています。

今回ドイツからの申請に基づき登録が決まった「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」は、前者の「代表一覧表」に登録されます（2013年に日本からの申請に基づき登録された「和食」もこの代表一覧表に登録されています）。

※ 日本協同組合連絡協議会（JJC）は、生活協同組合、労働者協同組合、農林

漁業協同組合等、わが国の各種協同組合運動相互の連携、共通問題の解決、わが国協同組合運動と海外協同組合運動の連携等を図ることを目的に、1956年に設立された協議会です。国際協同組合同盟（ICA）に加盟する協同組合組織 15 団体で構成されています。

※ 国際協同組合同盟（ICA）とは、世界の協同組合の連合組織で、世界最大の非政府組織（NGO）です。1895年にロンドンで設立され、現在 103 カ国 298 組織が加盟、傘下組合員は約 10 億人に上ります（本部：ブリュッセル）。

○添付資料：

（参考）「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」  
ユネスコ無形文化遺産登録にあたっての申請書抄訳（JJC 作成）

－本資料に関する問合せ先－  
日本協同組合連絡協議会（JJC）事務局（JC 総研 協同組合研究部内）  
担当：前田 / 電話：03-6280-7293

(参考)

「協同組合において共通の利益を形にするという思想と実践」  
ユネスコ無形文化遺産登録にあたっての申請書抄訳 (JJC 作成)

協同組合は、組合員が自発的な意思により全員の利益のために協働する、地域社会に根ざした組織である。定款で定められている協同組合の目的は、社会的、文化的、経済的利益に役立つ。信頼や信用、自助、自己責任、自己統治の原則が、すべての協同組合の基本的な基礎を形作っている。これらは民主主義の原則に基づいており、全般的な生活状況の改善への貢献を目的としている。

協同組合は共通の利益を明確にし形にすることを可能とし、それゆえに地域社会を創り上げる実践である。これは協同組合のもっとも重要な文化的資産である。なぜなら、こうした市民の能力は、社会の社会的・環境的課題に対する新たな考えや実効性ある解決策への重要な貢献であるからである。協同組合は多様な社会的サービスを提供する。つまり協同組合は前向きな変化を促進し、地域社会の諸課題の克服に貢献している。

協同組合の思想と実践は、あらゆる面において、現存する国際的な人権に関する法律文書に適合している。一般的に、協同組合は政治的・宗教的な関係はなく、あらゆる社会的バックグラウンドの組合員を迎え入れている。協同組合の仕組みは、共通の目的を実現するために共同所有者となった個人間の相互理解を促進している。協同組合の原則は、社会的・文化的・経済的、また解放のための発展を促進する。

今回の無形文化遺産への登録は、無形文化遺産の新たな側面を示すだろう。

協同組合は世界中に広がっており、今回の登録は地球規模で協同組合の思想と実践を強化するだろう。

協同組合は、すべての人が共同所有者になることを通じて社会的・文化的・経済的なプロセスに参加する機会を提供する。通常すべての組合員は、平等の権利を持ち、協同組合の総会で同数の議決権を持つ。このことは、考え方や意見の多様性への尊重を保証する。協同組合は組合員に対して開かれた参加型の環境の創造を目指す。このことは、人間の潜在能力を引き出し、創造性を育てる。協同組合は、高齢者のための、人生における自己決定、再生可能エネルギーの拡大、市街地の再生など、社会的課題に対処するための新たな取り組みや考えを進んで取り入れる。協同組合の中には、芸術・文化・創造の振興に力を入れている協同組合もある。例えば、メディア協同組合は独立したメディアによる報道を保証している。協同組合は世界100か国以上に存在する。このことは、協同組合の概念が、そのダイナミックな構造により、異なる国や文化で適用可能であるということを証明している。